

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年2月号 | No. 2/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

PCT Newsletter 20 周年記念号

来月、PCT Newsletterは、1994年3月に第1号が発行されてからちょうど20年になります。PCT Newsletter 読者の皆さんの声（Newsletterの内容や実用性についての感想や改善すべき点など）をお送りください。いくつかを記念号でご紹介する予定です。ご協力いただける方は、下記メールアドレス宛にメールのタイトルを「PCT Newsletter: 20 years」とご記入の上、2014年2月末日までにお送りください。ご協力よろしくお願いたします。

pct.legal@wipo.int

ePCTパイロット版による RO/AT と RO/SE に対する ePCT 出願

2013年10月に、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に対して国際出願を提出するePCT出願パイロット版が全てのユーザに利用可能となったことをご案内しましたが、この度、受理官庁としてのオーストリア特許庁とスウェーデン特許登録庁（RO/AT 及び RO/SE）が、2014年3月1日からePCT出願を受入れることをIBに通知しました。さらに、RO/ATは、その日以降、PCT-EASY形式での国際出願を受入れないことをIBに通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/ATとRO/SEの詳細はまもなく公示（PCT公報）に掲載される予定です。

ePCT出願は、電子証明書で認証されたWIPOユーザアカウントで利用可能なePCTプライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先のePCTポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先からWIPOユーザアカウントの作成とWIPO電子証明書の入手も可能です。ePCTポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCTデモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT出願人の手引 附属書C（ATとSE）が更新されました。）

PCT規則改正（2014年7月1日施行）

2013年9月23日から10月2日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会において、2014年7月1日施行のPCT規則改正が採択されました。（PCT Newsletter 2013年10月号参照）

以下の点について規則改正が行われます。

- (i) 幾つかの例外を除いて、国際予備審査機関に対して国際予備審査時に“トップアップ”

サーチの実施を求める（PCT規則 66.1 の 3 及び 70.2(f)の追加）¹、及び、

(ii) 国際調査機関の見解書（原語）及び当該見解書に対して出願人によって提出された非公式コメント（原語）を国際公開日から閲覧可能とする（PCT規則 44 の 3 の削除、及び、規則 94.1(b)の修正）²

改正されたテキストは 2014 年 2 月 6 日付け公示（PCT 公報）において英語及び仏語でご覧いただけます。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf

また、2014 年 7 月 1 日に施行される PCT 規則の全文は、本改正が施行される前に公開される予定です。

なお、PCT 総会の報告書（PCT/A/44/5）は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29898

ePCT アップデート

ePCT システム（version 2.10）が 2014 年 2 月 11 日にリリースされ、以下のような新機能が追加されました。

出願人のための ePCT

ePCT “アクション” を下書きとして保存する

“アクション”機能が下書きとして保存できるようになったため、もはやアクションを記入後すぐに提出する必要はなくなりました。国際出願に対するものと同じアクセス権がアクションの下書きにも適用されるため、必要に応じて確認や署名のためにアクションの下書きを他の関係者と共有することが可能です。ユーザがアクセス権を持つ全ての国際出願に関して保存された下書きを閲覧することができる、新しい“Draft Action（アクションの下書き）”タブが追加されました（下書きを編集可能なのは同時に一人までです）。また、下書きとして保存されたアクションが一つでもあれば、国際出願の画面に新しい“IA Drafts（国際出願の下書き）”タブが表示されます。アップロード前の書類を下書きとして保存することも可能です。

新しいオンラインアクション機能 “規則 4.17 に基づく申立て”

国際出願の提出後に、自動的に記入された書誌情報を利用して英語による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての作成と国際事務局（IB）への直接提出が可能となりました。（なお、本機能を利用した申立ての下書きの保存は ePCT の次のバージョンでご利用いただけます。）

新しいオンラインアクション機能 “早期公開請求”

¹ この規則改正は、出願日に関係なく、2014 年 7 月 1 日以降に国際予備審査請求された国際出願が対象。

² この規則改正は、国際出願日が 2014 年 7 月 1 日以降である国際出願が対象。

新しいオンラインアクション機能を利用することにより、IBに早期公開の請求を提出することができるようになりました。また出願人は、オンラインチェック機能により、公開が現在の公開予定日より早く行われるかどうかを確認することができます（本請求が公開予定日よりもどの程度早く行われたかに依存します）。

オンラインアクション機能 “第II章国際予備審査請求書を提出する” の改善

国際予備審査請求書は下書きとして保存もでき、必要に応じて確認や署名のために他の関係者と共有することが可能になりました。また、出願人や代理人によってテキスト署名をすることができない場合、出願人や代理人の署名を含む国際予備審査請求書の第VII欄の写しである“署名用紙”形式の書類を添付することが可能です。

国際予備審査機関（IPEA）としての米国特許商標庁に対して国際予備審査請求書を提出する出願人は、小企業や極小企業に対する手数料減額措置の適用を表示することが可能です。また、当該手数料減額の資格を有することを証明するための証拠文書を添付することも可能です。

ePCT 出願の願書様式の言語

願書様式の出力の言語として中国語、日本語、韓国語、ロシア語が追加されました（アラビア語は後日追加される予定です）。なお、当分の間、インターフェイスは英語のみとなりますが、国際公開のために求められる氏名・住所の英語音訳に加え、それらの言語専用の入力欄を設けました。インターフェイスの翻訳作業は9の公開言語で進められています。

受理官庁（RO）、国際調査機関（ISA）及びIPEAのためのePCT

ROのための新しいアクション

電子的に提出された国際出願のRO/IBへの送付（PCT規則19.4）、または、PCT第11条に基づく確認、国の安全に関する認可手続きやその他の理由により特定の国際出願の“手続きを止めること”が可能になりました。また、（IBと官庁間における事前の取決めに従い）IBが記録原本を受理した後に調査用写しをISAへ送付する場合、調査手数料が支払われたことを確認するためのアクションも用意されています。

新しい検索条件

官庁のユーザは国際出願をステータス（新しい国際出願、国際公開前、国際公開後、取下げ済など）や出願形式で検索することが可能です。ステータスの画面も改良されました。

新しい国際出願の登録

“複数の文書で新しい国際出願をアップロードする”というオプションがデフォルトで選択されています。官庁のユーザは異なる形式の文書（例えば、明細書、請求の範囲、要約、図面、配列表）を同時にアップロードできるようになりました。

新しい様式、改良された様式

RO, ISA, IPEAのための多くの様式がリストに追加されました。また、様式PCT/RO/102が自動的に作成されるよう改良されました。

官庁情報

受理官庁に支払う手数料を表示する画面を新たに追加しました。また、RO と管轄 ISA とをつなぐ新たな画面“eSearch Copy（電子調査用写し）”が導入されました。

その他の改善点については“Office User Guide（官庁向けユーザガイド）”と“*What's new for Offices*（官庁向けサービスの最新情報）”をご参照ください。

上記ガイド等に加え、ePCT の新しい機能、ePCT システム一般に関するさらなる情報は下記リンク先からご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

公開スケジュールの変更

2014 年 5 月 29 日の公開（公開日）

2014 年 5 月 29 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願（公示（PCT 公報）も同様）は 2014 年 5 月 30 日（金）に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2014 年 5 月 13 日（火）の 24 時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局に受理される必要があります。

2014 年 6 月 12 日の公開（公開のための技術的準備）

2014 年 6 月 12 日の公開より 15 日前の間に WIPO の閉庁日が 2 日ある為、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日が通常より 1 日早まります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2014 年 5 月 26 日（月）の 24 時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。（2014 年 5 月 27 日（火）の 24 時までの代わり）

米国特許商標庁：2013 年 12 月 10 日と 2014 年 1 月 21 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2013 年 12 月 10 日と 2014 年 1 月 21 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、それぞれ次の就業日である 2013 年 12 月 11 日、2014 年 1 月 22 日に満了します。

PCT 最新情報

CA：カナダ（代理人に関する要件）

EP：欧州特許庁（所在地）

FI：フィンランド（官庁の名称、所在地とあて名）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

JP：日本（手数料）

2014 年 4 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30 枚を超える 1 枚ごとの手数料、手数料表第 4 項に基づく減額の円への換算額が変更になります。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（JP）が更新されました。）

ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

取扱手数料 (日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新／更新情報

PCT Newsletter 2013 の索引

2013 年の PCT Newsletter の索引 (項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意) は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2013/pct_news_2013_14.pdf

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と米国特許商標庁との間の、2013 年 2 月 28 日に発効された、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する取決め条項が英語及び仏語で掲載されました。

(英語) http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf

(仏語) http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“FOIP – Federated Organization for Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : pct.legal@wipo.int

実務アドバイス**指定官庁による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての受入**

Q: 各国の国内段階に入った、ある国際出願の代理人をしている者です。国際出願の出願人名が優先権を主張している先の出願の出願人名と同一ではないため（企業名が変更されました）、PCT 規則 4.17(iii)に基づく、先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格についての申立てを国際出願と共に行いました。しかしながら、指定官庁の一つが、名称の変更に関して更なる情報を要求しています。申立てを行う目的は、国内段階で関連する書類の提出を回避するためのものだと思っていたのですが、この件についてご確認いただけないでしょうか。

A: 指定（又は選択）官庁（以下、指定官庁）は、優先権書類に記載された出願人名が国際出願に記載された出願人名と異なる場合、当該国の国内法令に基づいて、書類又は証拠を要求することができます。しかし、PCT 規則 4.17 (iii) に基づく申立てが、国際出願と共に、又は、その後の国際段階中（PCT 規則 26 の 3 に基づく期間が満了する前）に、或いは、国内段階移行時に行われた場合、指定官庁は当該申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、更なる書類又は証拠を要求することはできません（PCT 規則 51 の 2.2(iii)参照）。

PCT 規則 4.17 に基づく他の申立てについても同様の規則が適用されます。

- (i) 発明者の特定に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(i)）；
- (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(ii)）；
- (iii) 発明者である旨の申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(iv)）（米国を指定国とする場合のみ）

PCT 規則 4.17(v)に基づく申立て（不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(v)））がされた場合は、不利にならない開示や新規性喪失の例外は特許性に関する重要な事項なので、指定官庁は自由に更なる書類又は証拠を要求することができます。

2001 年 3 月 1 日に発効した指定官庁による申立ての受入を規定している PCT 規則は、当初複数の国から国内法令と適合しないという通告を受けましたが、その後、それら国々はすべてそれらの不適合に関する通告を取り下げています。つまり、原則としていかなる指定官庁も、PCT 規則 4.17 に関する申立てによって扱われる事項に関する各国独自の申立てを要求したり、申立ての標準文言に含まれるもの以外の更なる情報を要求したりする資格がないことを意味します。しかしながら、上記の通り例外があり、もし指定官庁が PCT 申立てや申立ての表示の真実性について合理的な疑義があると認めれば、PCT 規則 51 の 2.2 に基づき、当該指定官庁は問題となっている事項に関する更なる書類又は証拠を要求する資格があります。これは、ケースバイケースで判断されますが、通常、そのような情報を提供するよう官庁から要求されることはありません。

PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 は、指定官庁がさらなる書類又は証拠を要求するケースを最小限にするためにあります。指定官庁の国内法令が PCT の要件と異なる要件を含む限りにおいては、PCT の規定が優先されますので、関係国は本件がそのケース（つまり書類又は証拠を要求されるケース）に該当することを明確にする責任があります。国際段階中に国際事務局（IB）に対して申立てを行うことに関する規則を採択するにあたり、締約国は、出願人が期限内に PCT 実施細則に記載された標準文言で申立てを行った場合はその申立てを記載された通りに受入れることに合意しています。

申立ての文言が標準文言で構成されていない場合（PCT 実施細則第 211 号～第 215 号参照：<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>）、IB は出願人に（様式 PCT/IB/370 を用いて）通知し、出願人は PCT 規則 26 の 3.1 に基づく期限内に申立てを補充する機会を持ちます。もし、国内段階へ移行する際に申立ての文言が標準文言で構成されていない場合、指定官庁によっては適応される国内法令により当該申立てを受入れる場合があるかもしれませんが、そうしなければならないことは要求されていません。申立ての標準文言を利用することの重要性については、*PCT Newsletter* 2010 年 10 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

標準文言が適用されないような特定のケースであれば、出願人は PCT 規則 4.17 で規定されている申立てを利用すべきではなく、国内段階へ移行する際に求められる関連する国内要件に適合させる必要があります。

申立てに関する詳細は下記リンク先の *PCT 出願人の手引* 国際段階の概要パラグラフ 5.074～5.083 に、また、各指定国の PCT 規則 51 の 2 に基づく要件については、当該 *PCT 出願人の手引* 各国の国内段階の概要をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧